

居宅介護支援事業 ケアネットきりんの運営規程

(事業の目的)

第1条

ケアネットきりん（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じてその利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健・医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、行政、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 ケアネットきりん
- ② 所在 大分県佐伯市城南町6番25号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- ② 介護支援専門員 8名（うち1名は管理者と兼務） 非常勤職員 4名
計 12名以上
- ③ 事務員 1名

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし祝日および12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により24時間365日常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条

- 1 居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働省が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである場合は利用料を徴収しない。

- ① 介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し利用者およびその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握および分析を行いその課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供しサービスの選択を求め、居宅サービス計画およびサービス事業者に関し利用者の同意を得た上でサービス事業者等との連絡調整を行う。利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析表は居宅サービス計画ガイドライン方式等を用いる。

- ② 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成後においても利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者との連携を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに訪問することにより利用者の課題把握を行い居宅サービス計画の変更およびサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
 - ③ 介護支援専門員は必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し担当者から意見を求めるものとする。
 - ④ 介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたっては利用者の自宅等において利用者またはその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うとともに相談に応じることとする。
- 2 第12条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
事業所から 通常の事業実施地域を越え1kmごとに30円
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には利用者またはその家族に対して事前に文書で説

明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(苦情処理に関する事項)

第7条

居宅サービス計画及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する本人およびその家族からの苦情に関しては迅速かつ適切に対応します。また、常設窓口として担当者が対応します。もし、担当者が不在のときでも、基本的な事項については誰でも対応できるようにしています。

苦情相談窓口	受付電話番号	苦情受付担当責任者
ケアネットきりん	0972-20-0729	管理者深井永久
佐伯市役所高齢者福祉課介護保険係	0972-22-3117	
津久見市役所長寿支援課	0972-82-4111	
臼杵市役所高齢者支援課	0972-63-1111	
大分県国民健康保険団体連合会	097-534-8475	

(虐待防止のための措置)

第8条

1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選任 深井永久
- ② 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(成年後見制度の活用支援)

第9条

事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援する。

(暴力団の排除)

第10条

事業者は、居宅介護支援の事業活動により暴力団の活動を助成し、又は暴力団の運営に資することのないよう暴力団を排除し、利用者が安心してサービスの利用

ができる環境を整備します。

(医療機関との連携)

第11条

利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにつながる。また、入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、大分県佐伯市とする。

(その他の運営に関する重要事項)

第13条

- 1 事業所は、介護支援専門員等の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年3回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含める。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社深井永久事務所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月28日から施行する。

この規程は、平成26年2月26日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は 平成26年9月1日から施行する。

この規定は 令和2年3月1日から施行する。

この規定は 令和2年4月1日から施行する。

この規定は 令和3年4月1日から施行する。

この規定は 令和5年8月23日から施行する。

この規定は、令和5年11月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月1日から施行する。